

## 緊急記者発表

解禁日時：2016年1月11日午前9時01分（東京時間）  
（00:01 標準時）



問合せ先:

Maggie Dewane, Press Officer, [mdewane@eia-global.org](mailto:mdewane@eia-global.org), +1(202) 483-6621

## 日本の野生生物担当官が違法な象牙取引を促進している

### ジュネーブ:

日本政府指名の国内象牙市場の規制にかかわる機関の担当官が、象牙の違法取引を助長している。非営利団体である「環境調査エージェンシー（EIA）」がつかんだ証拠によると、この担当官は、EIAの秘密調査員に対し、どのようにして象牙を合法的なものと装って登録するか、警察の手が伸びた場合にどのようにしてそれを阻むかについて助言を与えた。

さらに、今回暴かれた内容は、アフリカゾウがアジアの消費需要によって蔓延する密猟にさいなまれている一方で、日本の象牙取引規制は効果に乏しく、また腐敗にむしばまれていることを証明した。

先月、EIAは、日本の象牙買取業者が象牙の売り手に対し、売り、買いとも違法である無登録象牙の売却や、象牙を合法的なものと偽装した登録申請を日常的に持ちかけている実態を暴き出していた。

今回新たに発覚したことは、「一般財団法人自然環境研究センター（JRWC）」による登録手続に対する調査に基づいている。JRWCは、環境省及び経済産業省から指名されて、象牙が日本の国内市場に流通する前にその合法性を確認した上でそれを「登録」する事務を行っている。1989年の象牙の国際取引禁止以前に取得されたもの、またはワシントン条約が許可した2回の輸入に関する象牙のみ、合法的に登録でき、国内で販売することができる。しかし、象牙所有者を装ったEIA調査員の秘密調査によって得られた証拠は、JRWCが（登録申請者と）共謀して象牙の偽装登録を行っている事実を暴き出した。

JRWCの担当官は、調査員が象牙を無登録のまま違法に売ることを決意した場合は、「言い切ってしまう。誰に何を言われても、言い切って。」と述べ、想定される警察の捜査に対してどのように抵抗すべきかを助言した。別の会話では、この担当官は、「規制前」の例外に該当し登録できることになる「昭和」の時代（1989年以前である）に象牙を取得したと申し出るよう、8回にもわたって指導している。調査員がかなり明確に、その象牙は（合法的な登録が許される例外には該当しない）2000年に取得したと述べているにもかかわらず、である。

「今回発覚した事実は、日本政府による象牙取引規制の失敗の核心ともいうべき、偽装された、違法な象牙取引の存在を白日の下にさらしました。」ワシントンDCに拠点を置くEIAのアラン・ソートン会長は述べる。「日本は、象牙の国内取引禁止の措置をとり、絶え間なく続くアフリカゾウの殺戮を止めることに貢献すべきです。」

来週、ジュネーブで開催される「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（CITESまたはワシントン条約）」の常設委員会において、日本における象牙の違法取引が議論になる。日本は、現在のところ、国際社会による精査が限定的な「関心が向けられるべき国」に指定されているに過ぎない。

「日本は、ワシントン条約およびアフリカゾウ生息国に対する法的、道義的責務を守らないできました。その結果、象牙の需要を増加させ、ゾウの密猟の増加を助長したのです。」EIA上席政策アナリストのダニエル・フェスト・グラビエルは指摘する。

先月 EIA が公表した報告書「日本で展開される象牙の違法取引と不正な登録」では、日本の象牙「登録」には偽装登録が蔓延している事実を暴き出した。秘密調査員がインタビューした 37 業者のうち 30 業者が、転売目的や印章加工に用いる目的で、調査員に対し違法に無登録象牙を売らせようとし、または虚偽の情報に基づいた合法的な出所の証明となる誓約書を偽装して JWRC の登録を受けるよう持ちかけていた。

2006 年 10 月、条約事務局および常設委員会は、（日本政府の主張に応じて）日本の登録制度が合法的な出所の証明を求めていると認めたが、実際にはその証明が求められないまま、5,500 本以上の象牙が 2011 年から 2014 年の間に登録されてきた。

EIAは、録音されたJWRCの発言の音声データの複製とその反訳文を警視庁に提供した。12月には、11業者の音声データの複製とその反訳文を同じく警視庁に提出し、同様の証拠書類を経済産業省、環境省および外務省に提出している。

###